

令和 6 年 12 月 2 日

令和 6 年登米市議会定例会 12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

同 意 第 3 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
-----------	--------------------------

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	ちば あきひろ 千葉 昭広
住 所	登米市迫町
職 業	農業

報 告 第 27 号	令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）に係る専決処分 の報告について
------------	---

本件は、令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 28 号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告について
------------	---

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表8ページ）

報 告 第 29 号	登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---

本件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第61 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表 9 ページ）

報 告 第 30 号	登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---

本件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第61号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表12ページ）

議案第 71 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 72 号	令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 73 号	令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 74 号	令和 6 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 75 号	令和 6 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 76 号	令和 6 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 77 号	令和 6 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 78 号	令和 6 年度登米市老人保健事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第71号令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 78号令和 6 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 7,964 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 469 億 8,451 万 6 千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、人事異動などに伴う人件費 4,189 万円、畜産環境総合整備事業 3,737 万 2 千円などを減額する一方、障害者自立支援事業 9,303 万 4 千円、障害児の通所サービスに要する経費 7,777 万円、認定こども園及び保育所の運営に要する経費 4,775 万 8 千円などを増額して計上しております。

歳入では、畜産環境整備事業債などの市債 2,790 万円を減額する一方、障害児通所給付費等負担金などの国庫支出金 8,022 万 1 千円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金などの諸収入 3,969 万 8 千円、財政調整基金などの繰入金 1 億 4,771 万 1 千円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 37 件、地方債補正として変更 3 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、人事異動などに伴う人件費など 451 万 8 千円の減額と債務負担行為 4 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金 9,781 万 4 千円の増額などと債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出では、保険給付費 2 億 2,996 万 8 千円の増額などと債務負担行為 6 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用 4,081 万 6 千円、資本的収入 4,186 万 7 千円、資本的支出 5,247 万 9 千円を増額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益 1,721 万 2 千円を増額し、下水道事業費用 2,092 万 5 千円を減額、資本的収入 4,180 万円、資本的支出 4,305 万 9 千円を増額するほか、企業債補正として変更 1 件を計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益 4,856 万 4 千円を増額し、病院事業費用 7,576 万 6 千円を減額、空調設備改修などに係る財源と事業費として、資本的収入 2,690 万円、資本的支出 2,702 万 1 千円を増額するほか、債務負担行為補正として追加 2 件、企業債補正として追加 1 件、変更 1 件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益 1,262 万 9 千円、老健事業費用 503 万 1 千円を増額するほか、債務負担行為補正として追加 1 件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

議案第 79 号	登米市中田農産物直売所条例及び登米市中田農産物加工所条例を廃止する条例について
----------	---

本案は、中田農産物直売所及び中田農産物加工所を民間へ譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 80 号	登米市グリーンキャンプなかだ条例を廃止する条例について
----------	-----------------------------

本案は、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、グリーンキャンプなかだを閉鎖するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 81 号	登米市行政区長設置条例の制定について
----------	--------------------

本案は、本市区長の身分を地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる非常勤の特別職とするため、本条例を制定するものであります。

議案第 82 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の公布に伴い、保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 13 ページ）

登米市国民健康保険条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第11条 （略） （罰則） 第12条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 _____ _____ においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。 第13条～第16条 （略）	第 1 条～第11条 （略） （罰則） 第12条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合 _____ _____ においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。 第13条～第16条 （略）

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条及び第3条第1項において「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 第2条 （略） （基本方針） 第3条 （略） 2 地域包括支援センターは、<u>_____地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ_____。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u> （職員の基準及び員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をい	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条及び第3条第1項において「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 第2条 （略） （基本方針） 第3条 （略） 2 地域包括支援センターは、<u>市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第2項第2号及び第3号において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u> （職員の基準及び員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____ _____ _____ _____ _____

う。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 _____ をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると _____ 地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると _____ 地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

_____ は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項 _____ の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援センターの人員配置基準 _____ は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 前項 _____ の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると 市 の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると 市 の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	<u>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</u>	担当する区域における第1号被保険者の数	<u>人員配置基準</u> —
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号又は第3号</u> に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号又は第3号</u> に掲げる者のいずれか1人

報告第30号関係

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準等を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第14条 （略） （指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） （略） 第16条～第36条 （略）	第 1 条～第14条 （略） （指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） （略） 第16条～第36条 （略）

議案第82号関係

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第29条 (略) (職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第31条 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人	第1条～第29条 (略) (職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第31条 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人

3 (略)

第33条～第44条 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第46条・第47条 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第49条～第51条 (略)

3 (略)

第33条～第44条 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第46条・第47条 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第49条～第51条 (略)

